

登録事項証明書交付等申請

【根拠法令】

船舶法施行細則第29条

【申請対象者】

登録事項証明書の交付(又は船舶原簿の閲覧)を請求しようとする者

【提出時期】

随時

【申請書様式】

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書〔申請書式第12号〕

【添付書類】

なし

【手数料】(船舶法施行細則第51条)

- ・ 登録事項証明書の交付：1通につき900円(申請書に収入印紙を貼付)
- ・ 船舶原簿の閲覧：1船舶1回につき450円(申請書に収入印紙を貼付)

【申請先】

最寄りの地方運輸局又は運輸支局等

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書

1 申請 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> ①登録事項証明書 <input type="checkbox"/> ②船舶原簿謄本交付（全部謄本） <input type="checkbox"/> ③船舶原簿謄本交付 （一部謄本（抹消登録時の登録事項）） <input type="checkbox"/> ④船舶原簿抄本交付 <input type="checkbox"/> ⑤船舶原簿閲覧	3 ①～④の場合の 通（枚）数	2 通（枚）
		4 ④の場合 抄写する 事項	

2 申請 す る 船 舶	番 号	1 2 3 4 5 6
	船 名	横浜オーシャン
	船 籍 港	<省略しても差し支えありません。> 神奈川県横浜市
	所有者の氏名又 は名称及び住所	<省略しても差し支えありません。> 株式会社国土汽船 住所は「-（ハイフン）」など使わずに「丁目」「番地」など正式な記載とする。 神奈川県横浜市中区北仲通町一丁目1番1号

令和 5年 4月 1日

住所は「-（ハイフン）」など使わずに「丁目」「番地」など正式な記載とする ↓

住 所 神奈川県横浜西区みなとみらい一丁目1番1号

申請者

氏名又は名称 関東 太郎

関東運輸局長 殿 ← 提出先の管海官庁（運輸局・運輸支局・海事事務所）の長あて

手数料 納付欄	手数料 金 1,800 円
	<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収入印紙貼付欄 </div> <p style="color: red; text-align: center;">（収入印紙は横並びに貼付してください）</p>

申請官庁にて訂正可 ←必要に応じてご記入ください

（日本工業規格A列4番）

備考1 申請の区分は、当該欄の①～⑤のうちから選択して下さい。

1-2

(1) 登録事項証明書とは、平成16年4月1日以降、登録を受けたことのある船舶に係る船舶原簿に記録されている事項を証明した書面です。登録事項証明書には、すべての履歴が記載されています。登録事項証明書の交付を希望する場合は、①を選択して下さい。

登録事項証明書の交付申請先は、全国の地方運輸局（運輸監理部含む。）、沖縄総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所（以下「地方運輸局等」という。）です。

(2) 平成16年3月31日までに登録を抹消された船舶に係る船舶原簿（以下「旧船舶原簿」という。）の謄抄本の交付を希望する場合は、希望する内容に応じ、②、③又は④を選択して下さい。

旧船舶原簿にかかる交付申請先は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。

(3) 船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。

申請先及び閲覧は、全国の地方運輸局等です。

(4) 旧船舶原簿の閲覧を希望する場合は、⑤を選択して下さい。

旧船舶原簿の閲覧申請先及び閲覧は、当該船舶の登録を抹消した地方運輸局等です。

2

(1) 申請する船舶の各事項は、船舶原簿又は旧船舶原簿に登録されている内容を記載して下さい。

(2) 申請する船舶が特定できる場合には、全ての項目への記載は要しません。

3

(1) ①を申請する場合は、通数単位で交付しますので、通数を記載して下さい。

(2) ②～④を申請する場合には、枚数単位で交付しますので、枚数を記載して下さい。

4 申請の区分のうち④の船舶原簿謄抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択し、記載して下さい。

5 申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を貼り付けて下さい。